

写 令和3年第1回臨時会

(1月20日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

1 月 20 日（水曜日）

## 令和3年第1回益城町議会臨時会目次

### ○1月20日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 工事請負契約の変更について	2
日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について	7
日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について	8
日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について	9
閉会	11

令和3年1月第1回益城町議会臨時会会議録

1. 令和3年1月20日午前10時00分招集
2. 令和3年1月20日午前10時00分開会
3. 令和3年1月20日午前10時35分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件  
日程第3 議案第1号 工事請負契約の変更について  
日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について  
日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について  
日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について

---

7. 出席議員（17名）

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君   | 2番 西山洋一君  | 3番 上村幸輝君  |
| 5番 富田徳弘君   | 6番 松本昭一君  | 7番 吉村建文君  |
| 8番 甲斐康之君   | 9番 柴正敏君   | 10番 中川公則君 |
| 11番 野田祐士君  | 12番 宮崎金次君 | 13番 坂本貢君  |
| 14番 中村健二君  | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |           |

---

8. 欠席議員（1名）

- 4番 下田利久雄君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 町長 西村博則君    | 副町長 向井康彦君    |
| 政策審議監 河野秀明君 | 危機管理監 今石佳太君  |
| 土木審議監 持田浩君  | 会計管理者 木下宗徳君  |
| 総務課長 河内正明君  | 企画財政課長 山内裕文君 |
| 税務課長 深江健一君  | 住民保険課長 富永清徳君 |

福祉課長	塘田 仁 君	生活再建支援課長	姫野 幸徳 君
こども未来課長	松本 浩治 君	復旧事業課長	増田 充浩 君
学校教育課長	金原 雅紀 君		

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、4番下田利久雄議員から欠席する旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから、令和3年第1回益城町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番甲斐康之議員、18番坂田みはる議員を指名します。失礼しました。17番坂田みはる議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りいたします。臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

---

#### 日程第3 議案第1号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第1号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに令和3年第1回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、提案します案件は、工事請負契約の変更について4件でございます。

それでは、議案第1号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会定例会におきまして、議決をいただきました議案第152号、大規模滑動防止事業（杉堂1地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額8億3,023万1,849円を8億3,389万7,915円に変更するもので、366万6,066円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました杉堂1地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、資材搬入時に大型車両での現地への搬入が困難な箇所がありましたため、仮置場から各現場への小運搬を追加するものです。

また、熊本を含む全国での甚大な災害の多発などによる労働需要の増加に伴う作業員不足から今年度完了が困難な状況となりました。

本工事が、今年度事故繰越予算でありますことから、工事の出来高精算として変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。マスク外した方が良いですか。

○議長（稲田忠則君） はい。

○11番（野田祐士君） いいですか。11番野田です。議案第1号、工事請負契約の変更について、質問をさせていただきます。

まず、災害復旧工事におかれまして、いまだに、なるべく早くやっていただけるように、御尽力をいただいている皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問に移りたいと思います。

この大規模滑動防止事業（杉堂1地区）工事請負契約の変更についてですけれども、今回のこの契約変更は、8億3,023万1,849円を8億3,389万7,915円に変更するというものでございます。この工事は、2回目の契約変更となっております。当初が平成30年11月13日、5億5,533万6,000円。第1回変更が平成31年12月17日の8億3,023万1,849円。そして、今回第2回変更が8億3,389万7,915円。当初に対して、2億7,856万1,915円の増額となっております。

今回は令和3年1月であります。3年目の事故繰り予算ということで、一般予算の終了年度となっております。これは、残工事もあり、最低でも、まだ、工事が残っているということで、また、契約の変更、もしくは新規契約になるということでやっていかなければならないということでもあります。

このですね、工事の遅れと予算づけについて、質問をさせていただきます。

工事の遅れと予算づけが、懸念、心配されておりますけれども、この変更理由として、資材搬入の小運搬、また、作業員不足となっております。

まず1回目の質問としてですね、なぜ2回目の変更が必要であったか。これが1点目。なぜ2

回目の変更が必要であったか。

で、2回目として、今後の予算をどう組み立てているか。事故繰り完了した後の予算をどのようにして組み立てられますかということ。町単独の持ち出し金額はどうなっているのかが2点目です。

で、3点目として、工事の遅れの原因の分析は行われておりますか。もし、工事の遅れの中に、作業員不足等がありますが、これは説明によりますと、7月の豪雨等の影響、豪雨の影響等ですかね、と書いてありますけれども、その工事の遅れの原因として、発注者の責に帰すべきものなのか、それとも、受注者の責に帰すべきものなのか、あるいは、不可抗力であるのかについて教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

今回、議案第1号、杉堂地区の大規模滑動崩落防止事業の変更契約につきまして、3点お尋ねがあったかと思えます。

まず1点目が、今回が2回目の変更であるが、その理由といたしますか、その必要性のお尋ねかと思えます。まず、こちらにつきましては、この大規模滑動防止事業、この工事を発注するときちょっとお話、全体事業の話でもお話しさせていただいたと思えますけど、被災者の再建の早期の復旧ということで、支援ということで、この事業を進めておるところでございます。ただ、そのような中ですね、設計発注して詳細に、こうやるというのと相当の時間を要するというところで、発注当初というのは、基本的に標準的な断面図、それから標準平面、それから標準的な機械で発注しておりました。そのようなことがございまして、第1回がですね、大体の数量が上がってきたということで、それで1回変更させていただいているところでございます。そこにつきましては、一部ダンプ等の規模解体とかいうところもあったかと思えます。

それから、今回、2回目につきましては、説明資料のほうに出させていただいておりますけども、どうしても直接、ダンプ等で資機材を現場まで、施工箇所ですけども、こちらのほうに搬入することができない箇所があったということで、地区にですね、2か所ほど、2か所ほどというか、2か所ですね。仮置場を設置しまして、それから、小型機械、車両等ですね、小運搬機械等によりですね、施工箇所へ材料を搬入したということで、それに伴う増額、変更でございます。

2点目ですけども、今年度、今年度といたしますか、この議案が、精算打切りという形での変更契約の議案の一つがございまして、今後の予算はどうなっているのかということでございまして、議員さんがおっしゃられましたように、現在この予算につきましては、事故繰り予算を投じて発注している状況でございます。残りましては、現在、繰越予算を国のほうから内示といたしますか、交付をいただいておりますので、こちらのほう、繰越予算、繰越予算で残ったものを発注いたしまして、継続して作業継続といたしますか、もう一度契約をしまして、次年度に繰り越して工事を行うような計画でございます。

それから、予算の内訳ですけども、この事業につきましては、2分の1が国補助予算で、残り

につきましては、起債を充てております。

それから3番目、3点目の御質問ですけども、工事の遅れの分析は行われているのかということでございますが、今回の現場のほうにつきまして、鹿児島県の業者さんのほうで請け負っていたいておりますが、こちらの新型コロナ、豪雨もあるんですけども、そのほかにですね、新型コロナが蔓延してきたということで、鹿児島県のほうから施工業者さん、下請業者さんを入れる予定だったんですけども、そちらのほうで県合意ができないとか、いろいろ、作業員の方の家族の状況もあって、なかなかこう下請業者さんも見つからなかったということでございます。

最後に、この遅れについては、発注者側の責となるのか、受注者側の責となるのか、不可抗力としてなるのかということでございますが、全体的な話としてですね、コロナ、全国的な大きな災害があるということで、不可抗力になるのではないかというふうに、私の立場としては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。今回答いただきましたので、それに合わせて、2回目ですね、質問をさせていただきたいと思っております。

早期復旧を目指すという点についてはですね、しっかりとやっていると申しておりますけれども、今後の予算の組立てで、事故繰り予算により、残工事については、発注し直すということでもありますけれども、それによってですね、工事の遅れというものは、どのようになるかですね、教えていただきたいと思っております。発注し直す際の工事の請負について、どのぐらいの遅れが生じるだろうということをちょっと教えていただきたいと思っております。

それとですね、工事の遅れの原因は、この前の説明によりますと、7月の豪雨の影響等という中でですね、豪雨という災害の影響と、または、新型コロナということでもありますので、不可抗力であるというふうに考えているということでもありますけれども、その場合ですね、公共約款においてはですね、損害についての解釈を明確化する必要がありますので、どのような形でですね、取り組まれるかについて、お話しさせていただきたい。もしですね、不可抗力にしてもですね、例えば、損害の100分の1、1%ぐらいはですね、受注者に負担していただかないといかんという話になるんだろうと思っておりますので、その辺をですね、少し詳しく教えていただけたらと思っております。

またですね、元請さん、そして、下請さんも数多くですね、いらっしゃると思うんですけども、公共工事においてですね、その下請さんとのですね、工期が延びた分ですね、下請さんとの契約法に関してはですね、きちんと、これは公共工事品質確保法というのがありましたので、それに基づいてなされているかというのはですね、確認をしておられるのかですね、遅れた分ですね、下請のほうにしわ寄せがいくということではですね、ちょっとこれはまずいということになるので、その辺はきちんと確認をされているのか。また、工期が延長になるということですね、リースとか、リースというかですね、リース料の延長とかですね、機械損料とかですね、その辺については、きちんとですね、見直されているのかについてですね、お尋ねしたいと思っております。

以上2点です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、今後、繰越予算充てて、事故繰りで事業を進めるけれども、こちらについては、どれくらいの遅れが生じるのかということでございます。

私の今持っている手持ちの資料でお答えいたしますと、この地区につきましてはですね、今の予定でいきますと、見込みでいきますと、1宅地、1宅地の擁壁工事と、あとは道路ですね、施工現場のところにあります、排水構造物、こちらと舗装が工事が残るということですので、非常に申し訳ないんですけども、工期はどれだけかというのがございますが、ちょっと、標準工期まで、現在そこまでやっておりませんので、申し訳ございません。現在、これはちょっとお答えできませんので、もし必要であれば、この残ったものに対してどれくらいかかるかというのは、個別でよろしいということでは、また、御報告させていただければと思います。

それから、不可抗力にした場合に、町に対する違約金と申しますか、それがあんでないかということでございますが、発注者として、今は担当課としては、違約金を取るというようなことは考えていないような状況でございます。

三つ目が、元請、下請が契約をきちんとされているのか、確認しているのかということでございますが、元請、下請についてはですね、町の発注者への報告ということでなされております。それから、元請から下請、この言葉が適切かどうか分かりませんが、下請業者さんのいじめにならないような形にですね、国、県から通達が出ております。通達の資料は手元にございませんが、きちんと工事代金等についてはですね、支払うような通達が来ったかと思っております。

それから、4点ですね。工期に伴うリースの金額の増額あるんじゃないかという、これについては、どう考えているかという御質問だったかと思っておりますけれども、あくまで積算数量、これに基づいて工事費を発注しております。個別に、この機械が幾らだから、これをこれだけ買ったから、借りたから、その分を長く払うというような積算書ではございませんので、それにつきまして、特にこの部分をプラスするとかということも考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の回答ありがとうございました。

まず、復旧がですね、遅れる箇所、この議案以外にもほかに3本ぐらい出ておりますけれども、内容は同じだと思いますけれども、工事が遅れる箇所についてはですね、これは復旧が遅れているということですので、地元住民へのですね、説明と周知のほうをですね、よろしく願いしたいと思います。

それと、工事の遅れの原因、工期の遅れの原因による、これが不可抗力ということですので、不可抗力によるいろんな経費ですね、経費等の割増し等は見ないということですので、これはですね、公共約款のほうで、もう一度確認していただいでですね、もし不可抗力であればですね、きちんとした形でお支払いするのがですね、これは当然、これは約款で決まっ

ていることだと思っておりますので、そこのほうをですね、確認をしていただいておりますね、きちんとした対応をしていただきたいと思います。

いずれにしろですね、工期が延びるということはあまりよろしくないことですので、ぜひですね、今、事業されていると思っておりますけれども、さらなる御尽力をですね、よろしく願いして、質問に代えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第1号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第2号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第2回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第80号、大規模滑動防止事業（下陳1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回契約金額5億143万1,181円を4億2,209万4,807円に変更するもので、7,933万6,374円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました下陳1地区外の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、擁壁工事に必要な地耐力が確認されたため、安定処理工を減工するものです。

また、他事業との調整や熊本を含む全国での甚大な災害の多発などによる労働需要の増加に伴う作業員不足から、今年度完了が困難な状況となりました。

本工事が、今年度事故繰越予算でありますことから、工事の出来高精算として変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第2号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第3号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第3号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第3回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第89号、大規模滑動防止事業（宮園2地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回契約金額2億8,820万円を2億4,719万4,155円に変更するもので、4,100万5,845円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました宮園2地区外の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、本工事対象箇所と熊本県が行う都市計画道路益城中央線事業区間が重複しており、熊本県との事業調整に不測の時間を要したことなどにより、本工事対象箇所の年度内竣工が困難となりました。

本工事が、今年度事故繰越予算でありますことから、工事の出来高精算として変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第3号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第4号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第4号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第2回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第82号、大規模滑動防止事業（寺迫2地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回契約金額2億1,371万6,379円を1億7,804万8,474円に変更するもので、3,566万7,905円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました寺迫2地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、工事の実施に際して、事業対象地権者との施工協議に不測の時間を要し、また、熊本を含む全国での甚大な災害の多発などによる労働需要の増加に伴う作業員不足や使用する材料の納入に日数を要するため、今年度完了が困難な状況となりました。

本工事が、今年度事故繰越予算でありますことから、工事の出来高精算として変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。この案件だけじゃないんですけども、ちょっと基本的なことをお伺いしたいと思うんですけども、まず、契約工期に関しては、令和3年3月22日が契約となっておるわけですけども、これ以外の案件もそうなんですけども、工期が守られる等々であれば、全然問題ないんですけども、2回変更して、なおかつ工期が守られないというこ

とになると、今後の、この大規模滑動防止崩落事業とは、もうほとんどもうないと思うんですけども、この工事業者っていうのは、これだけ工期も守られない、で、変更も2回もするとか、そういう工事業者っていうのは、今後の町が発注する工事に関して、ペナルティーっていうか、今回は、前回できなかつたんで、見送らせていただきますというような、そういったペナルティーとかっていうのは、考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課長。

○総務課長（河内正明君） 7番吉村議員の御質問にお答えします。総務課の河内です。

お尋ねのですね、この工事の遅延によるペナルティーというものは課さないのかという御質問ですけども、正当な理由があつてですね、こういった形で、遅延が生じたという場合についてはですね、変更契約でお互いに合意の上で契約を取り交わしますので、そういった場合のペナルティーというものについてはですね、ございません。

ただですね、町の指名停止の要綱の中にですね、町が発注した工事に対して、粗悪な工事をやられたということに関してはですね、担当課のほうから、その内容について精査をした段階でその内容を上げていただいてですね、この指名停止を委員会にかけて、もし粗悪な工事だという判定が出ればですね、指名停止と、一定期間のですね、指名停止というような措置はございますけども、今回の件に関しましては、お互い合意の上で正当な理由の元での工期の延長ということになりますので、今回の件については、そういったペナルティーというものはございません。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員、何ですか。

○7番（吉村建文君） いいです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第4号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで令和3年第1回益城町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午前10時35分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員